

# 埼玉県知事選挙

投票日

8月9日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

任期満了による埼玉県知事選挙が7月23日に告示され、8月9日に行われます。  
私たちの声を県政に反映させるためにも、正しい判断であなたの一票を投じてください。

## 投票出来る方

富士見市で投票できる方は、選挙人名簿に登録され、次のすべてにあてはまる方です。

- ・年齢／平成7年8月10日までに生まれた方

- ・住所／平成27年4月22日までに富士見市に転入の届け出をし、引き続き住所を有する方

## 市内転居者の投票所

7月14日以降に市内で転居した方は、前住所の投票所で投票してください。

## 転出した方

### ●県内転出者

富士見市の選挙人名簿に登録されている方で、県知事選挙権を有し、平成27年4月23日から平成27年8月9日の投票日まで

での間に県内に転出された方は、転出先の市町村長の発行する証明書か住民票の写しを持参して、富士見市で投票できます。ただし、一度転出した後、さらに他の市町村に転出すると投票できません。

### ●県外転出者

選挙の当日までに転出した方は、投票できません。

## 投票所入場券はハガキで郵送します

投票所入場券は郵便でお届けします。投票日まで大切に保管してください。入場券は4名連記ハガキですので、各自切り離して本人が当日投票所の受付に提出してください。

なお、入場券がなければ投票できないというのではなく、選挙人名簿に登録されていれば指定された投票所で投票できます。

## 投票の方法

投票用紙の所定欄には、候補者の氏名をハッキリ書いてください。

候補者でない人の氏名を書いたもの、どの候補者の氏名を書いたものかわからないもの、このようなものは、無効投票の原因となりますので、ご注意ください。

## 代理投票と点字投票

### ●代理投票

身体の不自由な方や自分で字を書くことができない方は、投票所の係員に申し出れば代筆いたします。係員は、絶対他人に話してはいけないことになっていきますので、秘密は守られます。安心して申し出てください。

### ●点字投票

目の不自由な方のために点字器と、点字投票用紙が用意してありますので、係員に申し出てください。

## 投票の呼びかけ

明るい選挙の実現と、投票の参加を呼びかけるため、投票日

## 開票は即日

開票は、8月9日(日)午後9時から市民総合体育館サブアリーナで行われます。

参観人／参観できる人員は50人です。(先着順)

対象／富士見市の選挙人名簿に登録されている方



富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」

問い合わせ／選挙管理委員会事務局  
☎ 251 - 2711 内線 221

### 第1投票所

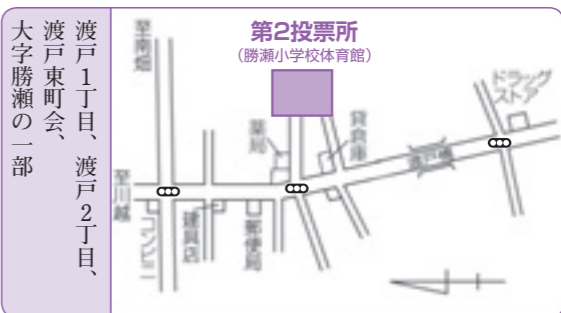
富士見市役所  
大字鶴馬1800番地の1



山室1丁目、山室2丁目、  
諏訪1丁目

### 第2投票所

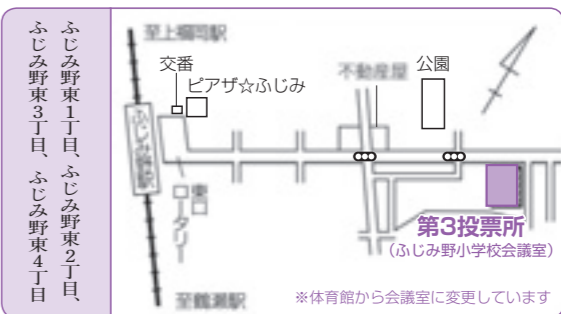
勝瀬小学校体育館  
大字勝瀬674番地



渡戸1丁目、渡戸2丁目、  
渡戸東町会、  
大字勝瀬の一部

### 第3投票所

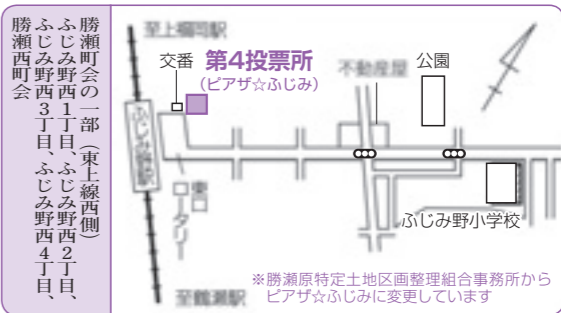
ふじみ野小学校会議室  
ふじみ野東4丁目4番地1



ふじみ野東1丁目、ふじみ野東2丁目、  
ふじみ野東3丁目、ふじみ野東4丁目

### 第4投票所

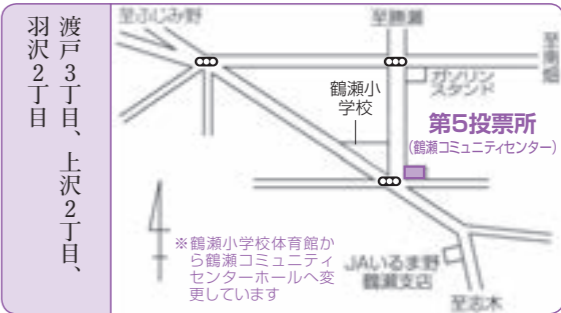
ピアザ☆ふじみ  
ふじみ野東1丁目16番地6



勝瀬町会の一部(東上線西側)  
ふじみ野西1丁目、ふじみ野西2丁目、  
ふじみ野西3丁目、ふじみ野西4丁目、  
勝瀬西町会

### 第5投票所

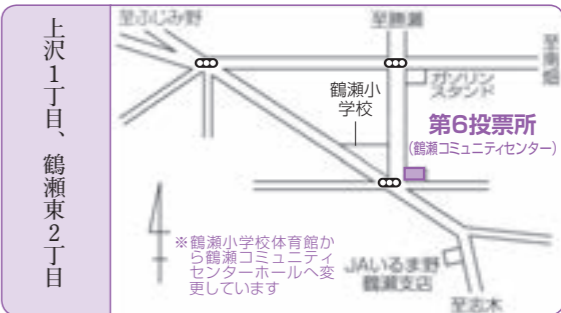
鶴瀬コミュニティセンター  
羽沢3丁目23番10号



渡戸3丁目、上沢2丁目、  
羽沢2丁目

### 第6投票所

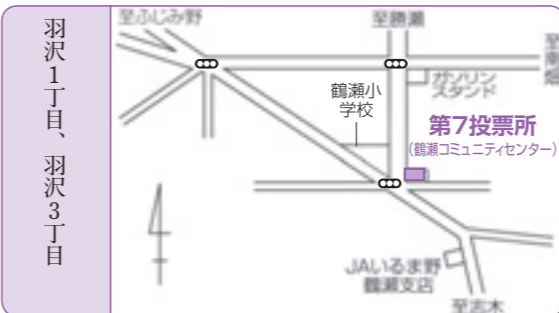
鶴瀬コミュニティセンター  
羽沢3丁目23番10号



上沢1丁目、鶴瀬東2丁目

### 第7投票所

鶴瀬コミュニティセンター  
羽沢3丁目23番10号



羽沢1丁目、羽沢3丁目

### 第8投票所

市立第1保育所  
鶴馬1丁目7番39号



鶴瀬東1丁目、関沢1丁目、  
鶴馬1丁目

### 第9投票所

富士見台中学校教室  
諏訪2丁目8番1号



鶴馬2丁目、諏訪2丁目町会、  
前谷町会

### 第10投票所

つるせ台小学校体育館  
鶴瀬西2丁目9番1号



上沢3丁目、鶴瀬西3丁目

### 第11投票所

つるせ台小学校体育館  
鶴瀬西2丁目9番1号



鶴瀬西2丁目1番、  
鶴瀬西2丁目14番

### 第12投票所

鶴瀬西交流センター  
大字鶴馬3575番地の1



鶴瀬西1丁目西町会、  
鶴瀬西1丁目二葉町会、  
鶴瀬西2丁目15番以上

### 第13投票所

市立第4保育所  
西みずほ台1丁目7番地



関沢2丁目

### 第14投票所

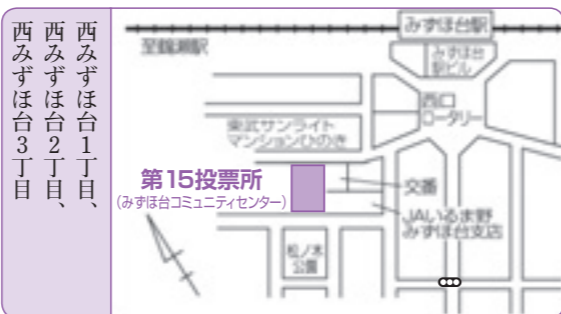
関沢小学校体育館  
関沢3丁目24番1号



関沢3丁目

### 第15投票所

みずほ台ミニコミュニティセンター  
西みずほ台1丁目19番地2



西みずほ台1丁目、  
西みずほ台2丁目、  
西みずほ台3丁目

### 第16投票所

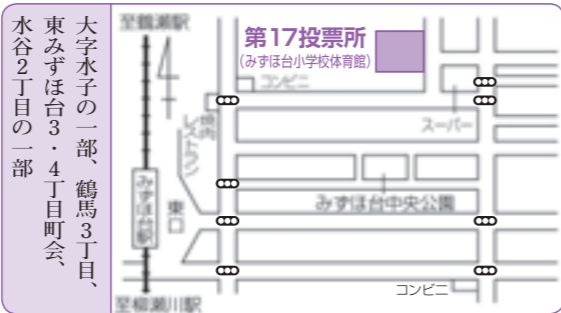
針ヶ谷コミュニティセンター  
針ヶ谷1丁目38番地



針ヶ谷1丁目、針ヶ谷2丁目、  
大字針ヶ谷、  
大字水子の一部(東上線西側)

### 第17投票所

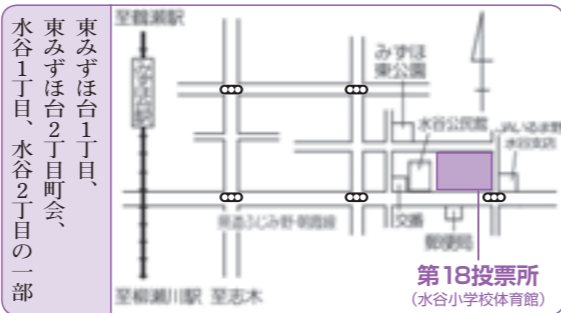
みずほ台小学校体育館  
東みずほ台3丁目21番地



大字水子の一部、鶴馬3丁目、  
東みずほ台3・4丁目町会、  
水谷2丁目の一部

### 第18投票所

水谷小学校体育館  
水谷1丁目13番地3



東みずほ台1丁目、  
東みずほ台2丁目町会、  
水谷1丁目、水谷2丁目の一部

### 第19投票所

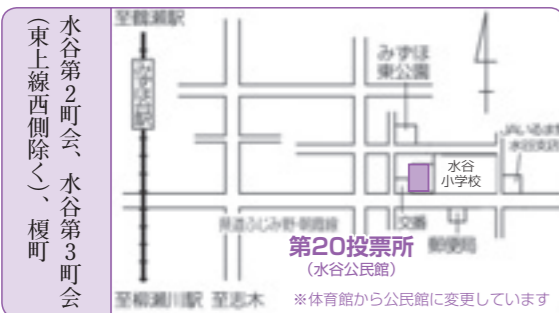
本郷中学校体育館  
大字水子539番地



水谷第1町会、貝塚1丁目、  
2丁目、大字水子の一部、  
大字鶴馬の一部

### 第20投票所

水谷公民館  
水谷1丁目13番地6



水谷第2町会、水谷第3町会  
(東上線西側除く)、榎町

### 第21投票所

水谷東公民館  
水谷東2丁目12番10号



水谷東2丁目町会

### 第22投票所

水谷東ふれあいサロン  
水谷東2丁目12番10号



水谷東1丁目、水谷東3丁目、  
大字水子の一部

### 第23投票所

南畑公民館  
大字上南畑306番地1



南畑全地域

開票速報・開票結果は電話又はホームページで!

0180-994544



投票の場所など、  
詳細な情報は  
こちらから



富士見市選挙管理委員会のページへアクセスできます。



# 投票日当日に投票所へ行けない方へ

## 期日前（不在者）投票のできる方

仕事、冠婚葬祭、入院、出産などの理由で、投票日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

## 期日前投票

期日前投票所で、投票日に投票できない理由などを『宣誓書兼投票用紙請求書』に記入していただく必要があります。  
また、受付の際には、投票所入場券をご持参ください。



平成25年度

明るい選挙啓発ポスターコンクール  
埼玉県選挙管理委員会入選作

ふじみ野小学校5年（当時）  
菱刈はつきさん

入場券を紛失したり、届いていない場合でも、期日前投票所にて選挙人名簿で確認できれば投票できます。

※『宣誓書兼投票用紙請求書』の書式は、富士見市ホームページからダウンロードできます。

期日前投票所	受付期日	受付時間
市役所 2階会議室	7月24日(金)	午前8時30分
	8月8日(土)	午後8時
鶴瀬駅西口 サンライトホール	8月2日(日)	午前9時
	8月8日(土)	午後8時

※市役所2階会議室の投票会場にお越しの際はエレベーター等をご利用ください。

## 不在者投票

当日もしくは期日前投票ができない方は、病院、老人ホーム、滞在先の選挙管理委員会などで、投票日の前に投票することができません。

### ●受付期間

7月24日(金)～8月8日(土)

## 指定病院などでの不在者投票

指定された病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。  
市内の指定病院などは次のとおりです。

### 市内指定施設

さくら記念病院  
イムス富士見総合病院  
志木シルバークラブ  
特別養護老人ホームふじみ苑  
特別養護老人ホームむさしの  
介護老人保健施設葵の園・富士見  
特別養護老人ホームこがしの里  
特別養護老人ホームはるな苑

## 滞在先でする不在者投票

施設によって投票日が違いますので、詳しくは病院、老人ホームなどへお問い合わせください。

富士見市外に滞在されている方は、滞在先の選挙管理委員会

で不在者投票ができます。あらかじめ『不在者投票宣誓書（兼請求書）』で富士見市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めにお願います。

※『不在者投票宣誓書（兼請求書）』の書式は、富士見市ホームページからダウンロードできます。

## 郵便投票による不在者投票

身体に次のような重度の障害などをお持ちの方は、『郵便等投票証明書』の交付を受け、その証明書を添えて請求することで、自宅で不在者投票ができます。

### ●身体障害者手帳

▽両下肢、体幹、移動機能の

障害が1級または2級

▽心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級

▽免疫、肝臓の障害が1級3級

### ●介護保険の被保険者証

▽要介護状態区分が「要介護5」

### ●戦傷病者手帳

▽両下肢、体幹の障害が特別項症、第2項症

▽心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症、第3項症

以上に該当する方は、手帳を『郵便等投票証明書交付申請書』に添えて、選挙管理委員会委員長あてに申請してください。

また、郵便投票の該当者で自ら投票をすることができない人のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が1級と記載されているなどの人は代理記載をさせることができる制度があります。この場合も申請が必要となります。

なお、『郵便等投票証明書』をお持ちの方は、投票用紙・投票用封筒の交付請求書を添えて、投票日の4日前（8月5日）までに請求ください。